

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

(平成 13 年 2 月 9 日閣議決定)

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行期日は、平成十三年二月十六日とする。